作成 2012.12.1 輸出管理統括責任者

個別許可の申請手続きについて

(電子許可申請システムに許可申請する場合の手続き)

1. 目的

このマニュアルは、「安全保障輸出管理規程」第13条に基づき、個別許可を申請して輸出等を行う場合 の手続きについて定める。

注 1)「個別許可」とは、個別の輸出許可、個別の役務取引許可をいう。

2. 適用

本マニュアルは、①個別の輸出許可、②個別の役務取引許可を適用して輸出等を行う場合であって、 申請に当たり電子許可申請システムを使用して申請する場合に適用する。

注)電子許可申請システムを使用しない場合については、輸出管理マニュアル 13-1(輸出等許可を適 用して輸出等を行う場合の手続き及び運営について)による。

3. 個別許可を申請する場合の手続き(電子許可申請による場合)

(1)個別許可申請が必要であることの確認

①対象取引

本学が輸出者又は技術の提供者である取引であって、取引審査票の二次審査の結果、「経産省への個別許可申請」と記載され、条件付承認されたもの。

②許可申請書類の提出

輸出教職員は、「電子許可申請(貨物)入力シート」(様式1)又は「電子許可申請(技術)入力シート」(様式2)及び申請に必要な添付書類を作成又は入手して、輸出管理事務局に提出する。

注)貨物の輸出であって、輸出許可証を取得する場合は(様式1)、技術の提供であって、役務取引許可 証を取得する場合は(様式2)を使用する。

③事前確認

輸出教職員は、前項各資料の提出に際し、輸出管理部門(輸出管理マネージャー又は輸出管理スーパ ーバイザー)の事前確認を受ける。

(2) 経済産業省への事前相談

輸出管理部門は、経済産業省への事前相談が必要と考えられる場合は、輸出教職員と打合せ事前相 談を検討する。

(参考)事前相談が必要と考えられる場合の例

①キャッチオール規制に該当する恐れがある場合。

②機微な取引内容であり許可取得が困難と思われる場合

③許可要否の判断に迷う場合

(3)許可の申請

①輸出管理事務局は、電子許可申請システムを利用して許可の申請を行う。

②輸出教職員及び部局事務関係者は、申請内容、添付資料等に関して、経済産業省から問い合わせ や追加資料の請求があった場合は、事務局に協力又は必要に応じて直接対応をする。 (輸出管理マニュアル 13-3)

(4) 個別許可取得の連絡及び許可の適用

①輸出管理事務局は、経産省から個別許可取得について通知を受けた場合は、メール等により輸出教 職員及び部局事務関係者に連絡する。

②輸出教職員は、通関業者を決定し、輸出等の準備を行う。

③教職員等は、輸出等の準備が整ったら、輸管マニュアル 15-2(貨物又は技術の同一性確認マニュア ル)により、同一性確認を行う。確認の結果、問題がない場合には、「同一性確認チェックシート」を輸出 管理事務局に提出する。なお、提出時に同シートにより①通関業者の名称、②通関業者コードを輸出管 理部門に連絡する。

④輸出管理事務局は、同一性確認結果に問題がないことが確認できた場合、電子許可申請システムに 使用する通関業者の NACCS 利用者コードを入力する。

⑤輸出管理事務局は、「同一性確認チェックシート」の確認結果を輸出教職員に連絡する。この同一性 確認結果の連絡をもって、個別許可を適用(使用)が承認されるものとする。

(5)個別許可管理

①輸出管理事務局は、個別許可の取得実績を管理する。

②個別許可の取得実績は、定期的に輸出管理統括責任者に報告する。

注)輸出管理統括責任者への報告は、原則として「安全保障輸出管理の 1/4 半期報告」により行う。

4. 通関手続き及び出荷後の管理

(1)輸出教職員等は、輸出管理部門の同一性確認チェックシートの結果の承認を確認したのち、指定した通関業者(輸送業者)に通関手続きを依頼する。

(2) 通関完了後、通関関係書類の内容を確認のうえ、輸出管理部門へ送付する。

(3)輸出教職員は、輸出管理関連文書を保存する。

(4)輸出教職員は、個別許可を適用し輸出した貨物について、輸出後も本学が管理する必要がある場合には、使用、設置状況等を定期的に確認する。

5. 手続きの流れ

電子許可申請システムを使用して申請する場合の手続き及び輸出等の作業の流れを別表1示す。

(様式)

(様式1)電子許可申請(貨物)入力シート

(様式2)電子許可申請(技術)入力シート

## 別表1 個別許可の申請手続き(手順)

注)★付は、輸管事務局が実施

手順	実施方法・内容等	様式
①適用許可の種	取引審査票の承認において、「経産省へ個別許可申請」とのコメントが	
別確認	記載されていることを確認する。	
②申請様式の入	申請に必要な様式を学内及び経済産業省の各輸出管理に関するホー	
手	ムページから入手する。	
a.学内様式の入	「電子許可申請(貨物又は技術)入力シート」を、輸出管理ホームページ	0
手(電子画面入	からダウンロードし、電子許可申請に必要な入力情報を記入する。	学内
カ用)	O輸出管理ホームページ(電子許可申請入力シート)	様式
	http://www.sangaku.nagoya-u.ac.jp/export/youshiki.html	
b.経産省からの	添付書類の様式を経産省ホームページよりダウンロードする。(注:輸出	Ø
許可申請書類	許可申請書、申請理由書については電子画面入力することで作成され	METI
の様式入手.	るため添付不要となる・・・aにて必要な情報を記入)	様式
	O経産省URL(許可申請)	
	http://www.meti.go.jp/policy/anpo/apply10.html	
③申請書類を作成	②、③でダウンロードした申請書類を作成する。その他、必要な添付資	
及び入手	料等(詳細は経産省ホームページ確認)を準備・入手する。	
④申請書類の事 申請書類について、輸出管理マネージャー(輸出管理スーパーバイ		
前確認	-)の事前確認を受ける。(注:メール等で直接の交信等)	
⑤申請書類の提	完成した申請書類を輸管事務局にメールで提出する。(注:写を輸出管	
出	理マネージャー及び輸出管理スーパーバイザーに送信)	
⑥★許可の申請	★輸管事務局が、電子許可申請システムを使用し、経産省に個別許可	
	申請する。	
	注1)許可取得には2週間~2か月(最大3か月)が必要。	
	注 2)審査の過程で、経産省からの問合せや追加資料の要求には申請	
	者(輸出教職員)、部局にて対応をお願いする場合あり。	
⑦★許可取得の	★輸管事務局より、許可取得の連絡をする。	
_連絡	注)不許可の場合もその旨連絡する。	
⑧同一性確認の	「同一性確認チェックシート・報告書」を使用して同一性確認を行う。	0
実施及び通関業	同一性確認の結果報告に際し、当該シートにて通関業者名及びその業	学内
者の連絡	者の NACCS 利用コードを輸出管理事務局に連絡する。	様式
	<m15-2 1:同一性確認チェックシート・報告書="" 様式=""></m15-2>	
	http://www.sangaku.nagoya-u.ac.jp/export/youshiki.html	
⑨★輸出等の実	★同一性確認結果が問題ない場合は、NACCS 利用コードを入力し、	
施可否の連絡	輸出等が可能となって旨を連絡する。	
⑩通関手続きの実	通関手続きを実施する。(完了後輸出)	
地する	注)電子許可申請により許可を取得した場合、⑨の通関業者のお利用	
(完了後輸出)	コードの入力後に通関(税関申告)が可能となる。	
①通関資料保管	通関完了後、通関関連資料(輸出許可通知書等)を輸出管理部門に送	
(輸出後管理) 	付する。(なお、輸出後は、関連文書を保存し、必要に応じ定期的な仕	
	様状況等の確認を行う)	

## 電子許可申請(貨物)入力シート

入力項目	入力箇所	説明等	記載例
整埋畨号	NIN·市郊级这幸業昌祉局级这郊		
申請窓口コード	国際課		
申請者			
申請者区分	1:本人		
申請者コート	VIJNOF0A		
但 3 百 由 善	こちらでヨス		
中明担当有即有有	ころうて記入		
中祖担日有氏石由諸相当者民名	こちらで記入		
取引内容			
積出港			東京
<b>仕</b> 向抽			
化向地 国名		最終の設置・使用国名	KOREA
<u></u> 仕向地地域名称		最終の設置・使用地域名	清洲氏
経由地			
経由地 国名			ダイレクト
経由地 地域名称		経由地:貨物が仕向地に至るまでに積み替 え、又は陸揚げされる場所	
取引明細			
取引明細 商品名			Magnet pump parts
取引明細 型式また モデル番号			MD99-D2
取引明細 裂道者			株式会社通産ポンプ
貨物項番		2つ以上該当の場合は、欄を増やして下さい	
貨物項番表番号	輸出令別表1		
貨物項番貨物番号			3(2)
貨物項番貨物番号 省令項番 省令項番 省令番 号			3(2) 2-2-9-п
貨物項番貨物番号 省令項番 省令項番 省令番 号 貨物役務区分	K:貨物		3(2) 2-2-9-¤
貨物項番貨物番号 省令項番 省令項番 省令番 号 貨物役務区分 取引明細 数量	K:貨物		3(2) 2-2-9-ロ 1
貨物項番貨物番号 省令項番 百令項番 百令番 呈 貨物役務区分 取引明細 数量 取引明細 数量 口 切明細 数量 口	K:貨物		3(2) 2-2-9-II 1 pc
貨物項番貨物番号         省令項番         省令項番         資物役務区分         取引明細 数量         取引明細 数量         取引明細 類量         成         取引明細通貨	K:貨物		3(2) 2-2-9-ロ 1 pc 日本円
貨物項番貨物番号 省令項番 省令項番 省令取番 省令本 号 貨物役務区分 取引明細 数量 取引明細 数量 取引明細 数量 取引明細通貨 取引明細通貨 取引明細 単価	K:貨物		3(2) 2-2-9-ロ 1 pc 日本円 30,000
貨物項番貨物番号 省令項番 省令項番 省令番 号 貨物役務区分 取引明細 数量 取引明細 数量 取引明細通貨 取引明細通貨 取引明細 単価 取引明細建値コード	K:貨物	  貿易条件:	3(2) 2-2-9-ロ 1 1 pc 日本円 30,000 FOB:本線積込渡し
貨物項番貨物番号 省令項番 省令項番 省令項番 省令項 型 行物役務区分 取引明細 数量 取引明細 数量 取引明細 重 取引明細 単価 取引明細 単価 取引明細 建 値 和 和 和 和 和 和 和 和 和 和 数量 和 和 和 一 本 一 和 一 和 一 和 一 和 一 和 一 和 一 本 本 一 本 一 本 一 本 一 本 一 本 一 本 一 本 本 一 一 本 一 一 本 一 本 一 本 一 本 一 本 一 本 一 本 一 本 一 本 本 一 本 本 一 本 本 一 本 本 本 一 本 本 本 一 本 本 一 本 本 一 本 一 本 本 一 本 本 一 本 本 一 本 本 一 本 一 本 本 一 本 本 一 本 本 一 本 本 一 本 一 本 本 一 本 本 一 本 本 本 一 本 本 本 一 本 本 一 本 本 本 一 本 本 一 一 本 本 一 一 本 一 本 一 本 一 本 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	K:貨物	貿易条件:	3(2) 2-2-9-ロ 1 pc 日本円 30,000 FOB:本線積込渡し japan
貨物項番貨物番号   省令項番 省令番   省令項番 省令番   貨物役務区分   取引明細 数量   取引明細 通貨   取引明細 単価    取引明細建値コード   取引明細建値コード   取引明細建値電地域   取引明細 合価	K:貨物	貿易条件:	3(2) 2-2-9-ロ 1 pc 日本円 30,000 FOB:本線積込渡し japan 30,000
貨物項番貨物番号 省令項番 省令項番 省令項番 冒令 現 引明細 数量 取引明細 数量 取引明細 通 取引明細 通 取 引明細 運 低 取引明細 運 低 取 引明細 運 個 二 一 下 、 本 、 合 本 、 合 本 、 合 本 、 合 本 、 合 本 、 合 本 、 。 、 、 の 、 の 本 、 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、	K:貨物	貿易条件:	3(2) 2-2-9-ロ 1 pc 日本円 30,000 FOB:本線積込渡し japan 30,000
貨物項番貨物番号 省令項番 省令項番 省令項番 省令項番 日令 取引明細 数量 取引明細 数量 取引明細 単価 取引明細 単価 取引明細 準値 コード 取引明細 準値 取引明細 準値 取引明細 準値 和 の の の の の の の の の の の の の	K:貨物	貿易条件: 取引明細通貨と同じ値をお願いします	3(2) 2-2-9-ロ 1 pc 日本円 30,000 FOB:本線積込渡し japan 30,000 円 30,000
貨物項番貨物番号 省令項番 省令項番 省令項番 省令項番 日令 取引明細 数量 取引明細 数量 取引明細 進 取引明細 進 和 和 明細 進 低 和 和 明 細 進 和 一 ド 和 引明細 進 低 二 一 下 和 引明細 進 低 二 一 下 和 引明細 進 低 二 一 下 和 引明細 進 低 二 一 下 和 引明細 進 低 二 一 下 和 引明細 進 低 二 一 下 和 引明細 進 低 二 一 下 和 一 一 下 和 一 一 下 和 一 一 下 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	K:貨物	貿易条件:         取引明細通貨と同じ値をお願いします         数量及び総額の増加が契約書等で明記さ	3(2) 2-2-9-ロ 1 pc 日本円 30,000 FOB:本線積込渡し japan 30,000 円 30,000
貨物項番貨物番号 省令項番 省令項番 省令項番 省令項番 日令 取引明細 数量 取引明細 数量 取引明細 進 取引明細 進 取引明細 建 個 二 一 ド 取引明細 建 個 二 一 ド 取引明細 建 個 二 一 ド 取引明細 建 個 二 一 ド 取引明細 之 和 二 一 ド 取引明細 通 低 和 之 和 引明細 進 個 二 一 ド 取引明細 一 に 和 二 一 ド 和 二 一 ド 和 一 に 和 二 一 下 和 一 、 和 引明細 通 作 一 本 一 、 和 引明細 通 作 一 一 本 一 、 、 引明細 通 作 一 一 、 本 一 に 本 一 一 一 、 一 、 一 、 一 明 細 通 作 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	K:貨物	貿易条件: 取引明細通貨と同じ値をお願いします 数量及び総額の増加が契約書等で明記さ れている場合のみ値を記入します。	3(2) 2-2-9-ロ 1 pc 日本円 30,000 FOB:本線積込渡し japan 30,000 円 30,000
貨物項番貨物番号   省令項番 省令番   省令項番 省令番   資物役務区分   取引明細 数量   取引明細 通貨    取引明細建値コード   取引明細建値コード   取引明細建値コード   取引明細建値  和引明細建値   和引明細建値  車請明細建  自動率   申請理由	K:貨物	貿易条件:         取引明細通貨と同じ値をお願いします         数量及び総額の増加が契約書等で明記されている場合のみ値を記入します。	3(2) 2-2-9-ロ 1 pc 日本円 30,000 FOB:本線積込渡し japan 30,000 円 30,000 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
貨物項番貨物番号 省令項番 省令項番 省令項番 省令項番 日令項番 日令項番 日令項番 日令 取引明細 数量 取引明細 数量 取引明細 単価 取引明細 単価 取引明細 建値 コード 取引明細 建値 二 、 取引明細 建値 二 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	K:貨物 ————————————————————————————————————	貿易条件: 取引明細通貨と同じ値をお願いします 数量及び総額の増加が契約書等で明記されている場合のみ値を記入します。	3(2) 2-2-9-ロ 1 pc 日本円 30,000 FOB:本線積込渡し japan 30,000 円 30,000 〇 〇 今般、弊社が輸出契約を締結し他当該貨物 は、輸出貿易管理令別表1の3(2)に該当する ため。
貨物項番貨物番号         省令項番         資物役務区分         取引明細 数量         取引明細 通貨         取引明細 建値 コード         取引明細 全値 コード         取引明細 全値         取引明細 全値         取引明細 全値         取引明細 全値         取引明細 全値         取引明細         各価         総合計価額         変動率         申請理由         買主         契約相手名	K:貨物	貿易条件:          貿易条件:         取引明細通貨と同じ値をお願いします         数量及び総額の増加が契約書等で明記されている場合のみ値を記入します。         契約書等に記載されている輸出の相手方の名称を正確に省略せずに、記載してください。         なお、展示会の出展のように、輸出をしようとする者が輸出先で自ら管理し、日本へ積み戻す場合は、輸出しようとする者をこの欄に記載してください。	3(2) 2-2-9-ロ 1 pc 日本円 30,000 FOB:本線積込渡し japan 30,000 円 30,000 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇

買主 所在地住所		RM999 HALLA VALLEY,999—9 9,GEUMCHEON-GU,SEOUL,KOREA
荷受人		
荷受人 荷受人名		TUUSAN PUMPS CO, LTD
何受人 所任国コー ド		R OF KOREA
荷受人 所在地住 所		RM999 HALLA VALLEY,999—9 9,GEUMCHEON-GU,SEOUL,KOREA
需要者		
需要者 需要者名	需要者は、貨物を消費し、又は加工する者 であって、契約書に記載されている名称・住 所を記載してください。ただし、これらを契約 書等で確認できない場合は、実際の貨物の 仕様者であって貨物の管理責任を負える者 の名称・住所を記載してください。	Meti Electronics Co, Ltd
需要者 所在地国		R OF KOREA
需要者 所在地住 所		9,HYANGJE-DONG,GHEONGJU- SI,CHUNGBUK,KOREA
使用者の王要取引 生		
使用目的		
使用方法		フレーム製造のための、エッチング工程におい てエッチング永輝(塩化第二鉄)を供給タンク からエッチング処理漕へ移転しているマグネット ポンプの交換用の部品として使用。
許可承認省等番号		
紙交付希望の有無	電子データー許可証であっても、原本の扱 いとなります。	有

## 電子許可(役務)申請入力シート

記入項目	記入欄	説明等	記入例
整理番号			
申請窓口コード	こちらで記載		
申請者			
申請者区分	1:本人		
申請者コード	V1JNOF0A		
担当者 由誌坦当老郊署友	ことで記載		
中朝担当有即省石 	こうらて記載		
中祖担当有以行 ————————————————————————————————————	こりりて記載		
中	こりりて記戦		
契約相手 契約相手名		取引の相手方の名前を記載下さ い。	ABC Electronics HONG KONG Limited
契約相手 所在地国			HONG KONG
契約相手 所在地住所			unit×××,grand Century Place, ×××prince Edward west
需要者			
帝安有 帝安有名 			ABC Electronics Snanni Limited
新安有 所任 <b>地</b>			P. K. china
需要者 所在地住所			hai,P. R. china
提供地 提供地 国			P. R. ahina
现代地 国 版引用如			
取引明細 貨物頂釆 圭釆号	从为今则主		
員物項留 衣留う 一 貨物百釆 貨物釆号	小祠巾加孜		2の頃(2)
省令項番			
省令項番 省令番号			貨物等省令15条2項
貨物役務区分	役務		
設計製造使用の技術			
技術明細内容			□□社製数値制御装置(型番〇〇〇)用プログラム
提供方法			コンパクトディスク及び貨物に内蔵したROMに格納。
提供数量技術の使用目的			(数量)1セット (使用目的)
技術の提供時期			2013年〇月〇日
取引の相手方が技術情報を受領す る場所			
申請理由			中国にある本件会社は、自動車メーカであり、弊社との間で、測定装置一台の商談が成立した。この測定 装置が、貨物の仕様技術として該当するため、役務 許可申請をした。
有償・無償の別			有償
総合計価額			
貨物代金への挿入の有無			頁物代金(US5,000)に含まれる。
計り承認省等番号			Áus.
紙文11 布 至 の 有 無			**